

**第5次堺市地域福祉計画・第7次堺市社会福祉協議会  
地域福祉推進総合計画に係る  
位置づけ・方向性・策定体制について**

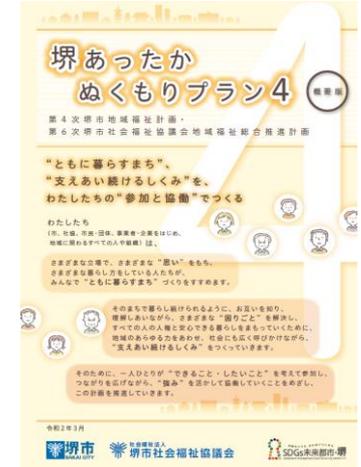
# 本市の地域福祉計画について

## 堺市地域福祉計画（堺あったかぬくもりプラン4） について

- 堺市では令和2年3月に策定した「第4次堺市地域福祉計画（堺あったかぬくもりプラン4）」に**包含する形で市町村再犯防止推進計画**と**市町村成年後見制度利用促進計画**を策定している
- 計画期間：令和2年度～令和7年度（6年間）
- 堺市と堺市社会福祉協議会で「協働」して策定  
第4次堺市地域福祉計画  
第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画



全体版



概要版

## これまでの策定経過

(1) 堺市地域福祉計画

【第1次】  
平成17年度  
～平成20年度

【第2次】  
(一体的に策定)

【第3次】  
(一体的に策定)

【第4次】  
(一体的に策定)

(予定)

【第5次】

(2) 堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

【第1次】  
平成5年度  
～平成9年度

【第2次】  
平成10年度  
～平成14年度

【第3次】  
平成15年度  
～平成20年度

【第5次】  
平成21年度  
～平成25年度

【第5次】  
平成26年度  
～平成31年度

【第6次】  
令和2年度  
～令和7年度

(合同策定)

【第7次】  
令和8年度  
～令和13年度

# 次期地域福祉計画の位置づけについて（案）

## 市町村地域福祉計画の法的位置づけ

根拠：社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## 次期地域福祉計画の位置づけ

上位計画

堺市基本計画2025

SDGs未来都市計画（2021～2025）

健康福祉の分野別計画（抜粋）

堺市地域福祉計画

堺市社会福祉協議会地域福祉  
総合推進計画

堺市高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画

堺市障害者計画・障害福祉  
計画・障害児福祉計画

堺市子ども・子育て総合  
プラン

さかい健康プラン

堺市依存症地域支援計画  
堺市自殺対策推進計画

堺市バリアフリー基本構想

県連分野の計画（抜粋）

堺市地域防災計画

さかい男女共同参画プラン

堺市生涯学習基本方針

堺市人権施策推進計画

基盤

連携

# 次期地域福祉計画の方向性について（案）

## ●第4次地域福祉計画について

### 地方再犯防止推進計画

【根拠法】

再犯の防止等の推進に関する  
法律第8条

### 地域福祉計画

【根拠法】

社会福祉法第107条

### 市町村成年後見制度 利用促進計画

【根拠法】

成年後見制度の利用の促進に  
関する法律第14条第1項

**3計画を一体的に策定**

## ●第5次地域福祉計画について（案）

### 地方再犯防止推進計画

【根拠法】

再犯の防止等の推進に関する  
法律第8条

### 地域福祉計画

【根拠法】

社会福祉法第107条

### 市町村成年後見制度 利用促進計画

【根拠法】

成年後見制度の利用の促進に  
関する法律第14条第1項

+

重層的支援体制整備事業実施計画

生活困窮者自立支援方策

**重層的支援体制整備事業及び生活困窮者自立支援事業を効果的に実施するため、新たに「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「生活困窮者自立支援方策」を包含する**

# 【参考】「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「生活困窮者自立支援方策」について

## 重層的支援体制整備事業実施計画について

根拠：社会福祉法

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第107条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（盛り込むべき事項）「重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン」より

1. 地域における高齢者、障害者、児童、生活困窮者、その他の福祉に関する基本方針
2. 包括的相談支援事業、地域づくりに向けた支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業のそれぞれの提供体制
3. 事業目標・評価指標
4. 関係機関間の一体的な連携に関する事項

## 生活困窮者自立支援方策について

根拠：「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日付厚生労働省社会援護局長通知）  
（通知の概要）

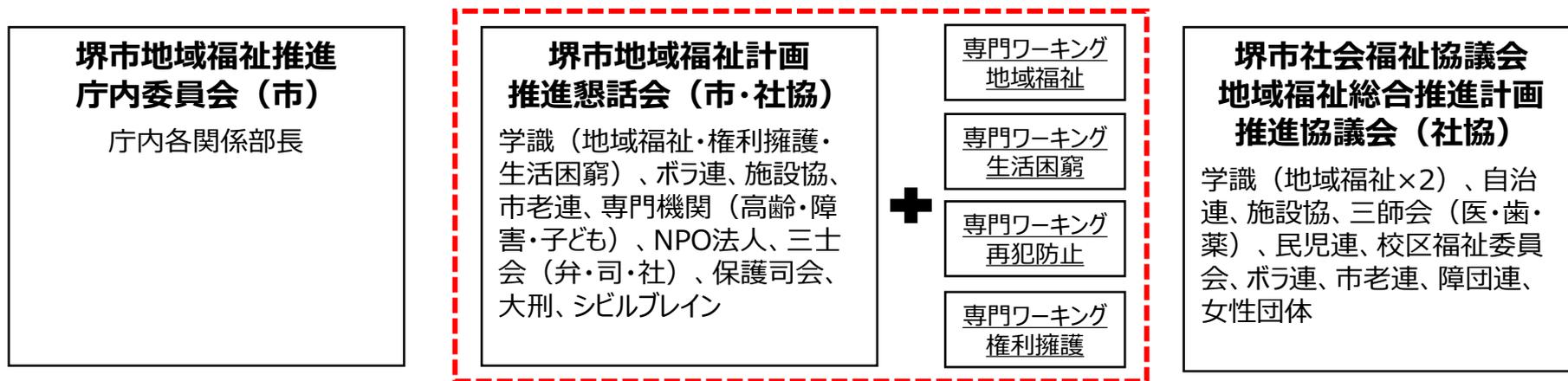
生活困窮者自立支援法は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的である。（当該通知は、地方自治法に基づく技術的助言）

（盛り込むべき事項）

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項
  - （1）生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施
  - （2）生活困窮者支援を通じた地域づくり

# 次期堺市地域福祉計画の策定体制について（案）

各会議体で議論することに加え、様々な関係機関等の意見を聴取することを目的として、懇話会に紐づく形で各ワーキンググループを設置するなど、丁寧な議論や意見聴取を行い、下記の体制で次期地域福祉計画を策定していく予定。



**（仮称）次期堺市地域福祉計画の策定**